

給水装置工事に係る取扱要綱

平成 21 年 3 月 1 日発行

加除（さしかえ）表

追録第 9 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
白表紙					
総目次					
第 1 部	1 3 から 1 4 まで	1	1 3 から 1 4 まで	1	P 1 2 の次へ
	1 6 から 1 7 まで	1	1 6 から 1 7 まで	1	P 1 5 - 1 の次へ
	2 2 - 2	1	2 2 - 2	1	P 2 2 - 1 の次へ
	2 5 から 2 6 まで	1	2 5 から 2 6 まで	1	P 2 4 の次へ
	6 3 から 6 4 まで	1	6 3 から 6 4 まで	1	P 6 2 の次へ
第 2 部	目 1 から目 2 まで	1	目 1 から目 2 まで	1	第 2 部見出しの次へ
	1 から 1 2 まで	6	1 から 1 2 まで	6	第 2 部目 2 の次へ
	2 1 から 2 2 まで	1	2 1 から 2 2 まで	1	第 2 部中見出し 4 の次へ
	3 3 から 3 4 まで	1	3 3 から 3 4 まで	1	P 3 2 の次へ
	3 7 から 3 8 まで	1	3 7 から 3 8 まで	1	P 3 6 の次へ
	5 7 から 5 8 まで	1	5 7 から 5 8 まで	1	第 2 部中見出し 8 の次へ
第 3 部	9 から 1 0 まで	1	9 から 1 0 まで	1	P 8 の次へ
第 4 部					
第 5 部	目 1 から目 2 まで	1	目 1 から目 2 まで	1	第 5 部中見出しの次へ
	(5) 扉表紙	1	(5) 扉表紙	1	P 2 2 の次へ
	2 5 から 2 6 まで	1	2 5 から 2 6 まで	1	P 2 4 の次へ
参考資料					

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

⑤ メーターの選定等

ア 新たに設置するメーターの器種は、原則として口径13mm～口径40mmは直読メーター、口径50mm以上は電子式遠隔表示装置付水道メーター（以下「電子メーター」という。）とする。ただし、営業所管内に設置するメーターの器種は、原則として電子メーターとする。

イ 管理者が採用するメーターの器種は、次のとおりとする。

メーター器種一覧



⑥ メーター口径

メーターは、適正な計量を確保するため、メーター型式別使用流量基準表の範囲内のものを選定する。

メーター型式別使用流量基準表

口径	メーター型式	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		一日当り使用流量 (m ³ /d)		一ヶ月当 り使用量 (m ³ /月)	給水栓数	同時使用栓数
			一日一時間以 内使用の場合	瞬時的使用 の場合	一日使用時間の 合計が5時間	一日使用時間の 合計が10時間			瞬時的 使用時
13	接線流	0.1~0.8	1.0	1.5	3	5	85	2~4	2
20	〃	0.2~1.6	2.0	3.0	6	10	170	5~15	3
									4
25	〃	0.23~1.8	2.3	3.4	7	11	190	16~20	4
									5
40	たて形軸流	0.4~6.5	8.0	12.0	24	39	700	21~30	6
									17
50	統一型電子式 たて形軸流	1.25~15	25.0	37.0	56	90	2,100		51
75	〃	2.5~30	50.0	75.0	112	180	4,200		
100	〃	4.0~48	80.0	120.0	180	288	6,700		
150	メーカー型電子 式たて形軸流	7.5~90	150.0	225.0	335	540	12,500		
200	〃	13.0~156	260.0	390.0	585	936	21,700		

(イ) メーター接続寸法 (口径 75～150mm)

a 寸法算出基準

- (a) 口径 75mm以上のメーター設置には、すべて逆止弁を設置する。
- (b) メーターのビクトリックジョイント部は、空き状態としパッキン厚さは無視する。
- (c) 予備代は算出上の寸法である。

b 口径別横寸法表 (単位 mm)

口径	予備代 (a)	仕切弁 (j)	メーター (c)	逆止弁 (e)	フランジ伸縮継手 (k)	短管 2 号 (l)	両フランジ短管 (m)	予備代 (i)
75	100	240	630	240	150	700	500	150
100	100	250	750	290	150	700	500	150
150	100	280	1,000	410	150	700	400	150

c 接続別寸法表 (単位 mm)

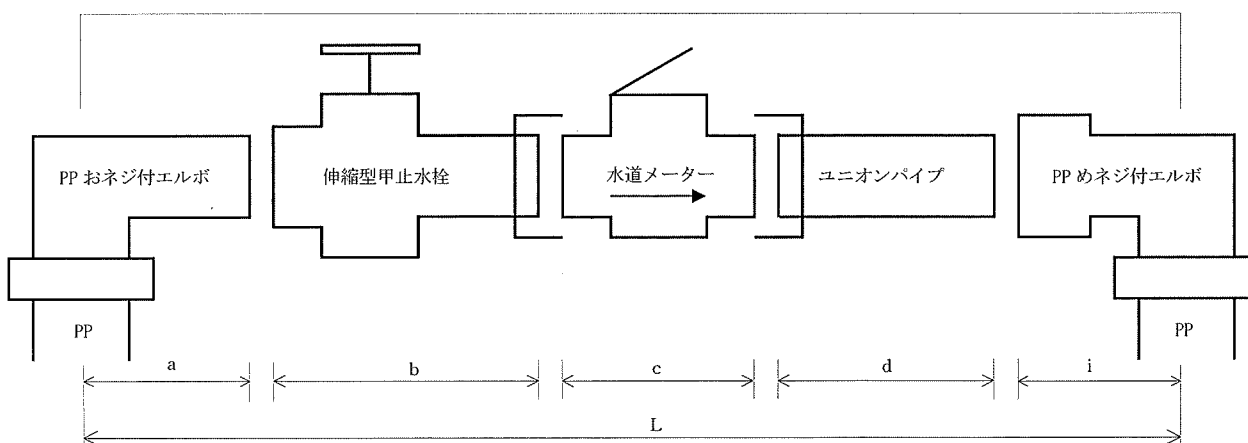
口径	メーター・逆止弁設置 $L = a + j + c + e + i$ (150mm は, j なし)		逆止弁のみ設置	
			伸縮継手 短管 2 号	$L = a + j + e + k + i$ $L = a + j + e + l + i$
75			1,360	2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。
	1,430			
100	1,540	//	940	//
			1,490	
150	1,660	1・2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。	1,090	//
			1,640	

※ 口径 75mm以上の逆止弁は、JISスイング式フランジ型とする。(水道用規格でないためフランジ穴指定が必要)

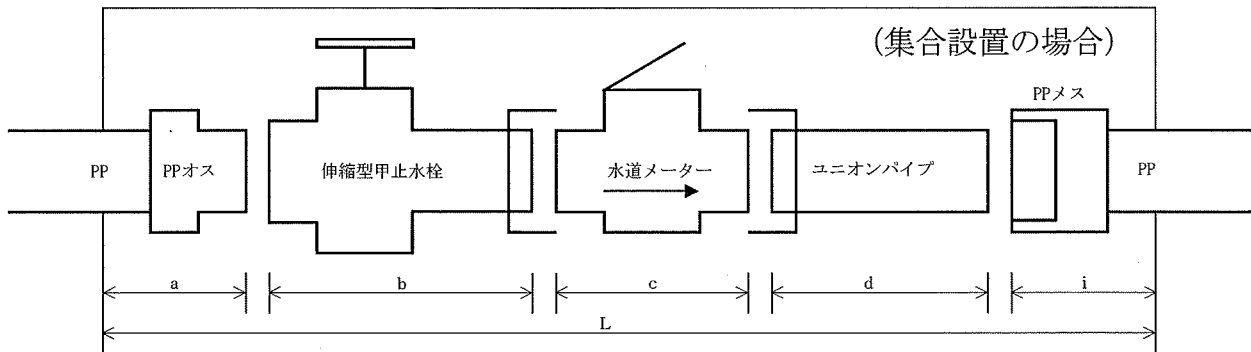
※ 口径 75mm以上の一次側仕切弁は、水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁(ショート形)とする。(JWWA B 122)

オ メーターおよび逆止弁設置配管標準図 (埋設屋外設置)

(ア) 口径 13mm～25mm 1～2階直結のメーター設置配管 (伸縮型甲止水栓は、内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。)

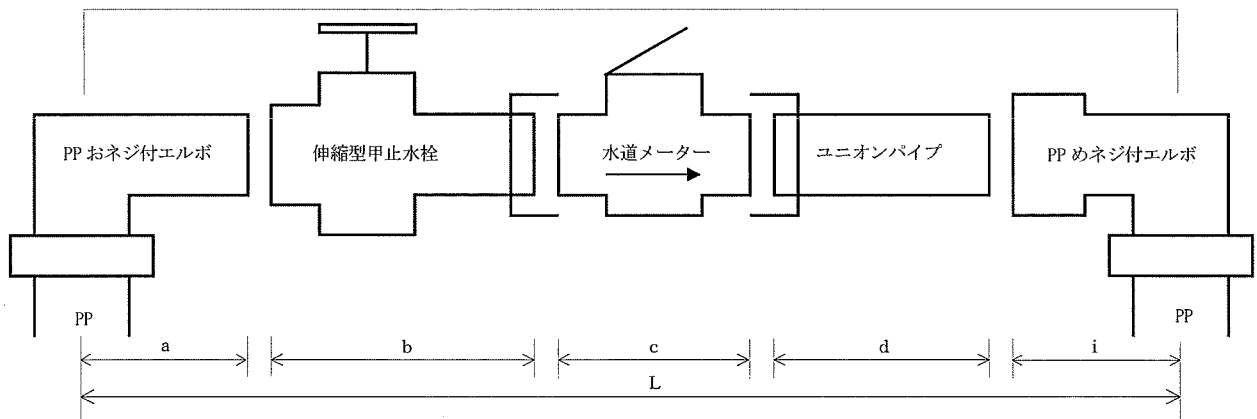


(イ) 口径13mm～40mm 1～2階直結のメーター設置配管（B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

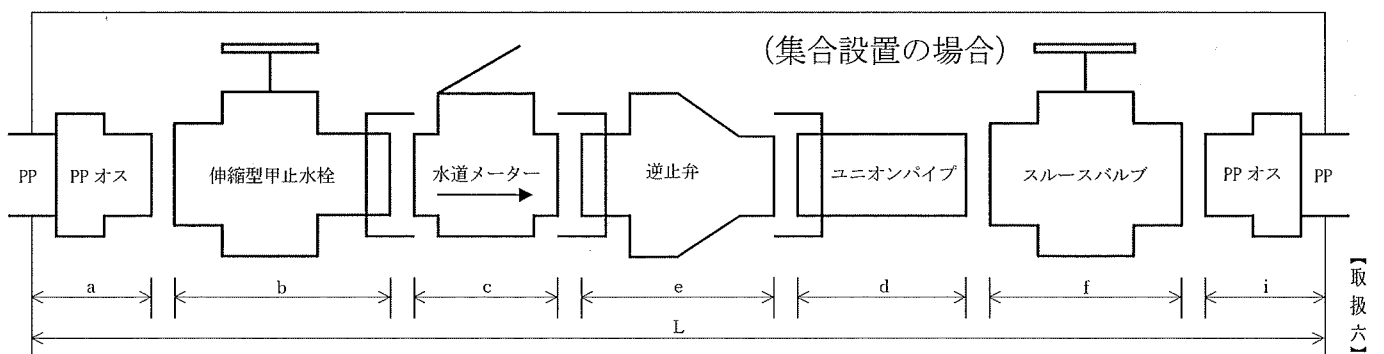


(ウ) 口径20mm～25mm 3階直結のメーター設置配管（伸縮型甲止水栓は、内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。なお、B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

((イ)参照)



(エ) 口径20mm～25mm 4～5階直結メーターと逆止弁の設置配管（逆止弁は、ユニオン付平行外ネジ型とする。）



③ 消防用設備

消防法および同法施行令ならびに同法施行規則に規定する消火設備の設置は、受水槽式給水とする。また、同法令に基づく小規模社会福祉施設に対して設置する水道連結型スプリンクラー設備については、給水装置工事の取扱いにより直結式給水とすることができる。

なお、私設防火水槽および地上式消火栓については、私設消火栓等の取扱いの基準により設置する。

④ 冷凍機・冷房機

断水による損害が生じやすいため、受水槽式給水とする。

⑤ 洗米機・ボイラー等

飲用に供されない器具は、受水槽式給水とする。

⑥ 太陽熱温水器

太陽熱温水器の種類	設置上の取扱い
①間接加熱式 (強制循環式) ②直接加熱式 (自然流下式) ③直接加熱式 (強制循環式)	1 集熱器, 貯湯タンクは, 各々が給水装置用材料に該当するため, 性能基準適合品を使用する。 ③直接加熱式(強制循環式)の循環装置は集熱器または貯湯タンクとセットで指定している。 2 貯湯湯沸器と同様に減圧弁, 逆止弁, 安全弁を設置する。
④汲 置 式 ⑤自然循環式 ⑥受水タンク式 (強制循環式)	1 この方式は, 受水タンク以下装置によって給水する方式であることから, 温水器としては給水装置用材料に指定していない。(受水タンク内のボールタップまで給水装置の適用) 自然循環式の場合, 受水タンクと貯湯タンクが同一であることからボールタップのフロートの材質はこれに適したものとする。 2 この温水器の給湯と直結水との器具による混合は認めない。

⑦ その他の器具等

給水装置に使用するものは、性能基準適合が証明されたものでなければならない。

(シ) 緊急時の掘削を必要とする時は、あらかじめ水道局、道路管理者、所轄警察署へ連絡のうえ行わなければならない。

イ 占用工事の制限

道路の維持保全のため次の期間を経過しないものは、原則として掘削は許可されない。

(ア) コンクリート舗装 工事完了日から 5年間

(イ) アスファルト舗装 工事完了日から 3年間

(ウ) 路面処理道（オーバーレイ等） 工事完了日から 1年間

ただし、次の事項に掲げる掘削工事であると認める時は、前の規定は適用しないことができる。

a 災害予防又は事故復旧（漏水、路盤沈下等）工事等に伴うもの。

b その他特に道路管理者が認めたもの。

③ 道路復旧工事の施工

ア 路床工（埋戻し工）

(ア) 埋戻し土は、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないものとし、埋戻しに適した含水比をもって使用する。

(イ) 埋戻し土は、路床工として適当でない場合は、砂、切込砂利、良質の土砂等との入替またはこれらの補充を行う等の措置をし、埋戻しをする。

(ウ) 埋戻し前に、湧水、溜水を完全に排水し、その他有害物を除去した後埋戻し、一層の厚さが30cm(国道・道道は20cm)を超えない範囲で、一層ごとにランマー等により十分に締固めを行う。

(エ) 掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないよう十分注意して施工する。

イ 路盤工

(ア) 使用する材料（碎石、砂利等）は、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないものとする。

(イ) 材料の敷均しは、材料の分離を避け均一に敷均し、各層（層厚は原則として20cm以下とする。）ごとにランマー等により、影響範囲を含め、十分に締固めを行う。

(ウ) 路盤仕上げで特に必要と認められる箇所にあつては、良質の目つぶし材を使用し、仕上げを行う。

ウ 舗装工

(ア) 本復旧工事

- a 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度および機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき、埋戻し完了後速やかに行う。
- b 工事完了後、速やかに既設の区画線および道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧する。

(イ) 仮復旧工事

- a 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承認を得た上で仮復旧工事を行う。
- b 仮復旧の表層材は、常温または加熱アスファルト合材によらなければならない。舗装構成は、道路管理者の指示によるものとする。
- c 既設舗装との一体化を図るため、既設舗装の切断面およびアスファルト舗装各層にはタックコートを入念に施し、十分に締固めて平坦に仕上げる。
- d 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示ペイント等により表示する。

(ロ) 砂利道

- a 砂利道の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行う。
- b 材料は、均一になるまで十分切り返し、所定の厚さに敷き均す。
- c 既設砂利層も含めて不陸整正し、十分締固めを行う。

(ハ) 保証期間

- a 道路復旧工事の保証期間は、道路の構造等を考慮して次のとおりとする。

(a) 舗装道路	2年間
(b) 路面処理道及び砂利道	1年間
- b 保証経過後、明らかに占用工事が原因で路面沈下または陥没等が生じた場合は、施工者において補修する。

④ 標準復旧断面図

別紙 図-1.1 ~ 図-1.7による。

ア 復旧面積

- (ア) 舗装道路の復旧は、掘削幅に影響部分として別表1「影響範囲」を加えた範囲を復旧面積とする。
- (イ) 未舗装道路（砂利道）の復旧は、掘削幅に1.2を乗じた範囲を復旧面積とする。

イ 口径75mm以上の場合

(ア) ダクタイトル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

- a 通水作業を行う前に、立会検査日を決定し、管洗浄用メーターの払出しを受ける。
- b 穿孔作業を行い、完了後、スワブを挿入し、管を接続する。
- c 管理者の指示により出水量を調整しながら仕切弁を開けて、スワブを水圧により押出し、仕切弁を一度閉止する。
- d 管末に管洗浄用メーターを設置する。
- e 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を二替わり程度排水する。排水完了後、末端バルブで閉止しておく。
- f 約一日経過後、施工した指定事業者が採水し、水質試験は管理者が行う。
- g 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、管理者に返却する。

(イ) ダクタイトル鑄鉄管内面モルタルライニング

- a 通水作業を行う前に、立会検査日を決定し、管洗浄用メーターの払出しを受ける。
- b 穿孔作業を行い、完了後、スワブを挿入し管を接続する。
- c 管理者の指示により出水量を調整しながら仕切弁を開けて、スワブを水圧により押出し、仕切弁を一度閉止する。
- d 管末に管洗浄用メーターを設置する。
- e 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を一替わり程度排水する。排水完了後、末端バルブで閉止し、3日間そのまま放置する。
- f 3日後、管理者の指示により、出水量を調整し、末端バルブで管内の水を三替わり排水する。
- g 排水完了後、施工した指定事業者が採水し、水質試験は管理者が行う。
- h 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、管理者に返却する。

③ その他

分岐される配水管（鋼管）等が老朽化等により、赤水や濁りが発生すると思われる場合、管理者の指示に従い、出水量を調整し通水作業を行う。

(4) 水圧試験

① 試験要領

ア 試験の圧力および加圧時間は、すべての口径に対し、約1.0MPa (10kgf/cm²) 3分間とする。

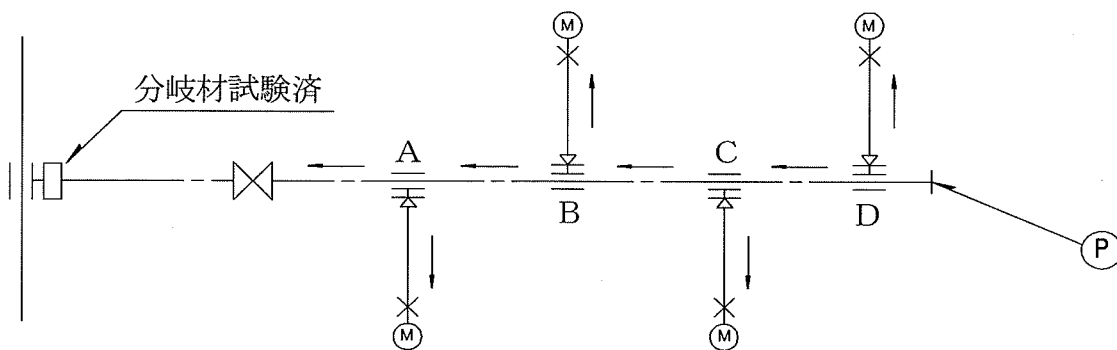
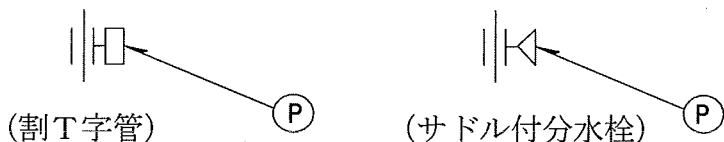
イ 試験は原則として埋戻し前に行う。

ウ 井戸水または受水槽式給水を上水道(直結式給水)に切り替えする工事は、既設管の接続までを試験要領のとおり行い、既設末端給水栓までは、試験を省略することができる。また、水道連結型スプリンクラー設備等についても、構造によっては試験を省略することができる。なお、これらの工事については、管理上の責任に関する確認書を提出しなければならない。

エ 試験は、施工者の自主試験とする。

② 試験方法

ア 分岐材の試験は、割丁字管、サドル付分水栓を取付けた後、穿孔前に行う。ただし、アパート、団地等の工事で、管の布設中に分岐材を取付け、穿孔し、給水管布設後一括して試験ができる場合は、個々の分岐材(A, B, C, D)の試験を省略できる。(図-1参照)



(図-1)

第2部 給水装置工事手続等の取扱

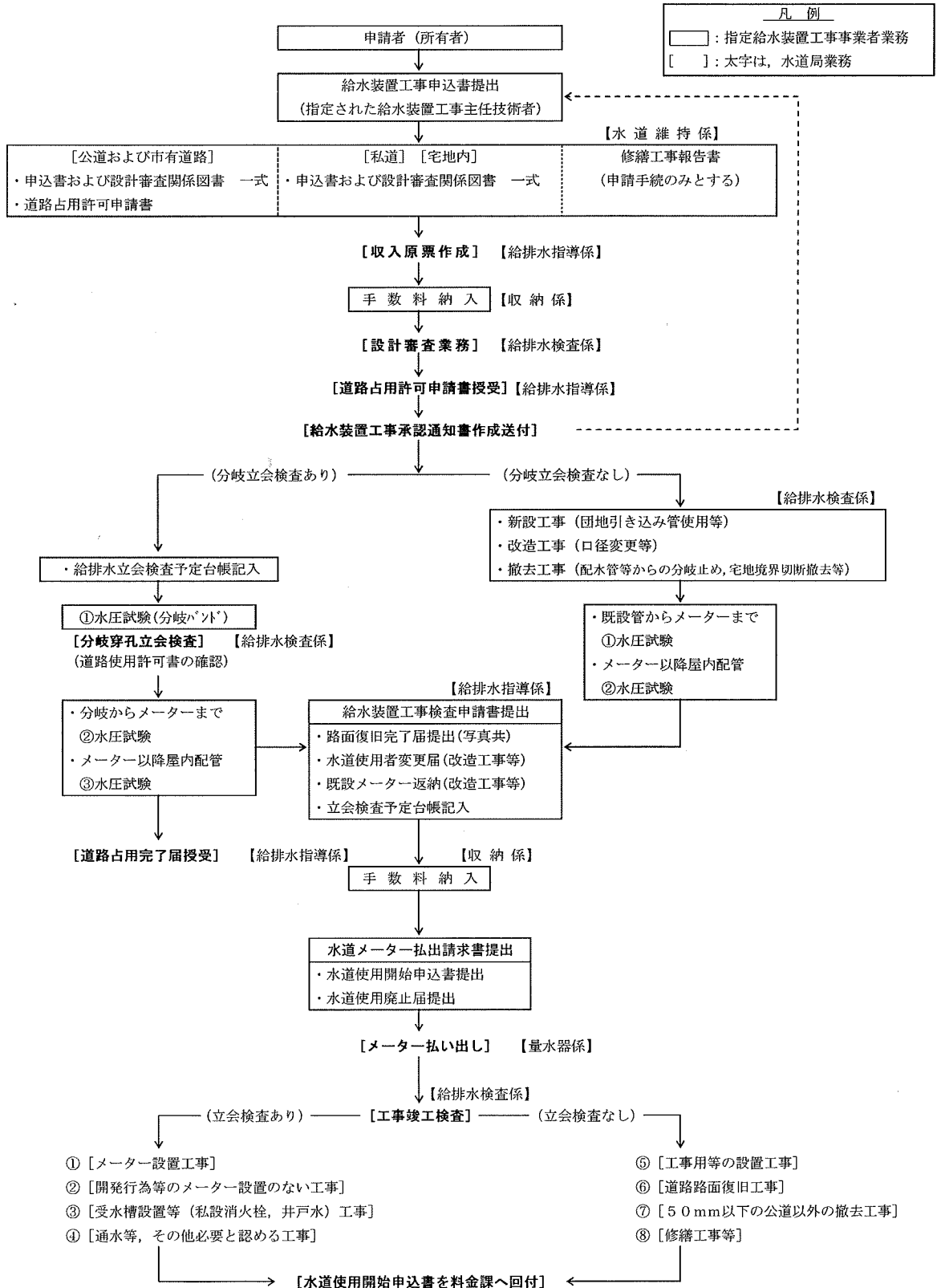
1. 手続等業務のフロー	1
(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー	1
(2) 修繕工事の基本フロー	2
(3) 本局および東部営業所が所管する区域	3
2. 申請の手続	3
(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）	3
① 申請時期と提出手続	3
② 給水装置工事の種別による申込の取扱	3
(2) 道路占用許可申請等	4
① 道路占用許可申請	4
② 道路使用許可申請	4
③ 提出図書および部数	4
④ 工事関係諸官公庁	5
(3) メーターの受け渡し	6
① 受け渡し手続	6
② 払出時期等	6
③ 水道メーター貸与の特例	7
④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱	7
(4) 工事中止の申請	7
(5) 給水装置工事検査申請	8
① 申請時期と提出手続	8
② 道路占用完了届の提出	9
(6) 立会検査の申請	10
① 申請の方法	10
② 検査員の指示	10
③ 給水装置工事検査の担当区域	10
④ 給水装置工事検査区域割図	11

(7) 修繕工事等の報告	1 2
① 修繕工事等に伴う連絡事項	1 2
② 修繕工事報告書の提出	1 2
③ 軽微な変更届の取扱	1 2
④ 使用水量等の認定	1 2
⑤ 凍結解氷作業の報告	1 2
(8) その他	1 2
① 閉栓を依頼されたときの手続	1 2
② メーターの返納および亡失	1 2
③ 開栓を依頼されたときの手続	1 2
3. 手数料の取扱	1 3
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	2 1
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	2 3
6. 中層建築物直結給水の取扱	3 1
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	4 3
8. 私設消火栓等の取扱	5 7
9. 貯水槽水道の取扱	6 1

第 2 部

1. 手続等業務のフロー

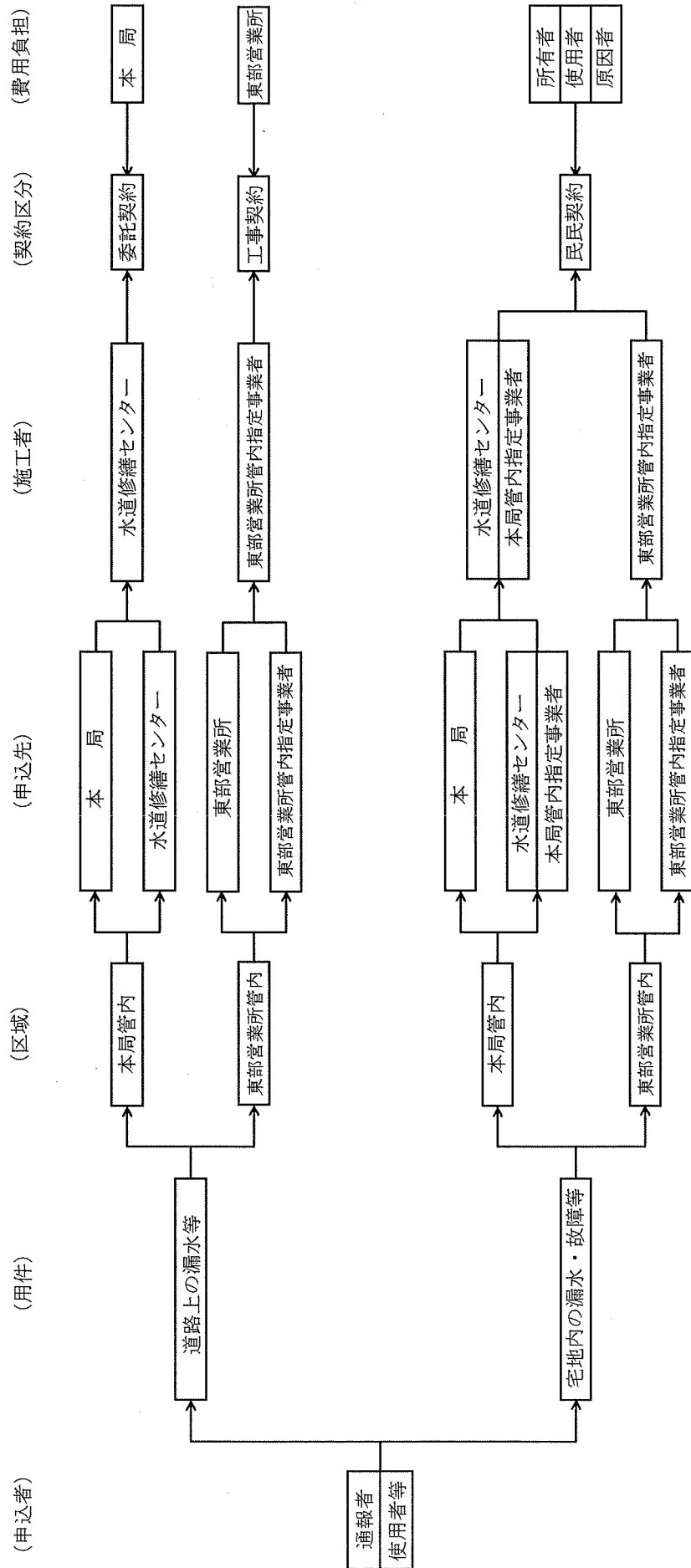
- (1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー（本局の場合）
 東部営業所管内においては、手続関係基本フロー中、係名は東部営業所名とする。



【取扱九】

(2) 修繕工事の基本フロー

修繕工事の全体の流れは、概ね次のとおりである。



(3) 本局および東部営業所が所管する区域

- ① 本局（業務課他）
東部営業所管内を除く給水区域
- ② 東部営業所
戸井支所管内の給水区域
恵山支所管内の給水区域
楯法華支所管内の給水区域
南茅部支所管内および鹿部町の一部の給水区域
なお、給水区域については、本局および東部営業所に確認し手続すること。

2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入の上、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、給排水指導係または東部営業所で調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導係または東部営業所に提出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 手数料納入通知書を料金課または東部営業所（水道局指定金融機関）に提出し、手数料を納入する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱

ア 新設・改造工事が単独の場合は、それぞれ新設・改造工事とする。

イ 撤去工事が単独の場合は、撤去工事とする。

ウ 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

エ 新設工事と撤去工事が重複する場合は、新設工事とする。

オ 改造工事と撤去工事が重複する場合は、改造工事とする。

(2) 道路占用許可申請等

① 道路占用許可申請

申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に給排水指導係または各営業所に提出する。

提出から許可までの日数は、概ね次のとおりである。

国道 14日 道道 30日 市道 14日

② 道路使用許可申請

申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出し許可を受け、許可書の写しを給排水指導係または各営業所に提出する。

なお、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄警察署と協議すること。

提出から許可までの日数は、概ね5日である。

③提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部 (3枚複写)	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	3部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	3部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	3部	4部	—	—	—
保安施設様式図	3部	4部	—	—	—
仕様書	3部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	3部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—

④ 工事関係諸官公庁

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館土木現業所 事業部事業第一課管理係	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	(代)82-2111
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5087
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
下水道 本管工事担当	函館市水道局 事業部下水道課管渠第1係 管渠第2係	(代)27-8763
		(代)27-8764
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111
		43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予 防 課 警 防 課	22-2144
		22-2146

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

- (ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導係または東部営業所に提出する。
- (イ) 担当者は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。また、「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」といっしょに申請者に渡す。
- (ウ) 申請者は、「手数料納入通知書」を料金課または東部営業所（水道局指定金融機関）に提出し手数料を納入する。
- (エ) 申請者は、手数料納入後、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入し、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を量水器係または東部営業所に提出する。
- (オ) 担当者は、手数料が納入されたこと、完成立会検査日が記入されたことを確認し、「水道メーター払出請求書」によりメーターを渡す。

イ メーターの返納が伴う場合

- (ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。
- (イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

ウ パイプシャフト内のメーター

- (ア) 中層建築物直結給水の場合は、事前に逆止弁部およびシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(中層建築物用)」を受けて手続をする。
- (イ) 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針をする場合は、事前にシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(特例検針住宅用)」を受けて手続をする。

② 払出時期等

- ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時30分までの間とする。

イ 開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では、管洗浄に使用する排水水量を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与し、排水期間中の設置とする。

この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後、工事の最終工程で行うこと。

設置するメーターは、申請により分岐穿孔前に貸与する。

ウ メーター口径変更工事は、申請者の工事工程に合わせて、所定の届出書を提出する。

③ 水道メーターの貸与の特例

ア 口径50mm以上のメーターは、ボックス設置の関係から先出しとする。

イ 管理者が特に必要と求める場合は、先出しとする。なお、パイプシャフト内に各戸メーターを設置するものは、下記の表のとおりとする。

共同住宅等の給水装置の形態		工事施工後の給水装置の形態	水道メーターの払い出し時期
新築	中層建築物直結給水	中層建築物直結給水	各戸メーター後出し
	受水槽式給水特例検針住宅	受水槽式給水特例検針住宅	参考メーター後出し 各戸メーター先出し
既設	受水槽式給水特例検針住宅	中層建築物直結給水	各戸メーター先出し
	受水槽式給水住宅 (特例検針していない住宅)	受水槽式給水特例検針住宅	各戸メーター先出し

④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱

管洗浄用メーターを設置し、水を使用する場合は、次のとおりとする。

ア 管洗浄用メーターを設置し、排水を行う者は、通水作業立会検査の申請時に「管洗浄用水使用申請書」を給排水検査係または東部営業所に提出する。

イ 管洗浄用水の使用を許可する場合は、業務課長および東部営業所長決裁とし、使用者に「管洗浄用水使用許可書」を送付する。

ウ 管洗浄用メーターは、「管洗浄用水使用申請書」の提出時に貸与する。

エ 管洗浄作業が完了し、水質試験合格の後、検査員は使用水量の確認を行う。

確認の後、給排水検査係または東部営業所に「管洗浄用水使用報告書」を提出し、管洗浄用メーターの返却を同時に行うこと。

オ 「管洗浄用水使用報告書」提出後、業務課長および東部営業所長決裁を受け、使用水量を認定し、「管洗浄用水使用料金内訳書」を調定係に提出する。

カ 調定係は、納入通知書を作成し、使用者に送付する。

キ 使用料金の支払は、料金課または東部営業所（水道局指定金融機関）とする。

(4) 工事中止の申請

給水装置工事申込後、工事中止となった場合指定事業者（主任技術者）は、速やかに給排水指導係または東部営業所へ工事中止届を提出すること。

なお、届出様式は、特に定めない。

(5) 給水装置工事検査申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 各種立会検査の申請時期は、希望予定日を前日までに業務課または東部営業所の地区別の「給排水立会検査予定台帳」に記入する。

(イ) 新設工事の完成立会検査は、所有者等の入居前とする。

(ロ) 工事完成後提出する給水装置工事検査申請書は、竣工後7日以内とし、その後行う完成立会検査は、5日以内とする。

イ 提出手続

(ア) 各種立会検査の申請は、「給排水立会検査予定台帳」の記入によることとし、申請様式は定めない。

(イ) 工事の竣工後に提出を必要とする伝票等

a メーター払出請求書

給水装置工事検査申請書の提出後、メーターの払出しを受けるときに提出する。

b 水道使用開始申込書（新設・改造・開栓用）

メーターの設置される新設、改造工事の場合に提出する。

水道使用開始申込書は、水道メーター払出請求書と同時に提出する。

c 水道使用廃止届（改造・撤去・閉栓・中止用）

新設、改造、撤去工事により既設メーターを閉栓する場合に提出する。

d 水道メーター返納書

新設、改造、撤去工事で取り外したメーターは、速やかに量水器係または東部営業所に水道メーター返納書を添えて返納すること。

(ロ) 工事竣工後に提出を必要とする図書等

a 給水装置工事検査申請書

b 給水装置工事 設計・（使用）材料書

c 給水装置工事竣工図（平面図、立体図、配管接続図等）

d 水圧試験記録表

e 工事竣工検査表（指定事業者自主検査）

f 給水装置工事写真

(a) 宅地内工事写真

- ・メーター上流側埋設深度
- ・メーター設置鳥居型配管

(b) 道路内工事写真

- ・分岐穿孔
- ・埋設深度
- ・私道路面復旧完成

(c) その他

- ・分岐止（宅地内，道路内）

なお，写真撮影等については，道路占用完了届の提出 ア の基本事項のとおりとする。

g 路面復旧完了届

なお，給水装置工事検査申請書の提出は，第2部「メーターの受け渡し」の取扱による。

③ 道路占用完了届の提出

ア 基本事項

(ア) 申請書等に添付する写真は，所定の台紙（別紙）に，1枚ずつ貼ること。

(イ) 工事写真には，工事名，施工年月日，施工箇所，占用者名および施工者名を表示した標板を入れて撮影すること。

イ 国道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 工事竣工時全景

c 工事実施状況（保安対策関係を含む）

d 根掘り

e 埋戻し

f 路床転圧状況

g 路盤転圧状況

h 舗装転圧状況

i 路盤厚寸法および舗装厚寸法

j 占用物件敷設状況（設置状況および寸法がわかるように）

k 本管と引込管との接合状況

l 乳剤散布状況

m 舗装止縁石の撤去・設置状況

n その他，道路管理者が必要と認めたもの

ウ 道道，市道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 埋設物件（埋設深度）

c 工事竣工時全景

(6) 立会検査の申請

① 申請の方法

ア 立会検査は、来局して「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入する。

イ 「給排水立会検査予定台帳」の記入者は、指名給水装置工事主任技術者または工事内容を熟知する者とする。

ウ 対象とする工事は、次のとおりとする。

- (ア) 立会を指定している分岐穿孔工事
- (イ) 濁水の発生、水圧低下の恐れがある通水作業
- (ウ) メーターを設置する工事
- (エ) 特殊器具を設置する工事
- (オ) 受水槽を設置する工事
- (カ) その他管理者が必要と認める工事

② 検査員の指示

ア 検査員は、工事工程等について事前に打合せを求めることがある。

イ 検査員は、立会の際に必要な応じた指示をすることがある。

ウ 指示に従わない場合、または不適切な技能者が従事しているときは、工事を一時中止させることがある。

③ 給水装置工事検査の担当区域

ア 本局（水道事業）

(ア) Aブロック

入舟, 船見, 弥生, 弁天, 大町, 末広, 元町, 青柳, 谷地頭, 住吉, 宝来, 東川, 豊川, 大手, 栄町, 旭町, 東雲, 大森, 松風, 若松, 千歳, 新川, 上新川, 海岸, 大縄, 松川, 万代, 浅野, 吉川, 北浜, 港町1～3丁目, 追分, 亀田, 大川, 田家, 白鳥, 八幡, 宮前, 中島, 千代台, 堀川, 高盛, 宇賀浦, 杉並, 本町, 梁川, 五稜郭, 亀田本, 亀田港, 北斗市七重浜1丁目

(イ) Bブロック

日乃出, 的場, 時任, 柳, 松陰, 人見, 金掘, 乃木, 柏木, 川原, 深堀, 駒場, 広野, 湯浜, 湯川1～3丁目, 戸倉, 榎本, 花園, 日吉1～4丁目, 上野, 高丘, 滝沢, 見晴, 鈴蘭丘, 上湯川, 銅山, 旭岡, 西旭岡1～3丁目, 鱒川, 庵原, 亀尾, 米原, 東畑, 鉄山, 蛾眉野, 根崎, 高松, 志海苔, 瀬戸川, 赤坂, 銭亀, 中野, 新湊, 石倉, 古川, 豊原, 石崎, 鶴野, 白石, 本通1～4丁目

(ウ) Cブロック

中道1～2丁目, 山の手1～3丁目, 鍛冶1～2丁目, 陣川, 陣川1～2丁目, 神山, 神山1～3, 東山, 東山1～3丁目, 赤川, 赤川1丁目, 亀田中野, 北美原1～3丁目

(エ) Dブロック

富岡1～3丁目, 美原1～5丁目, 石川, 桔梗, 桔梗1～5丁目, 西桔梗, 昭和, 昭和1～4丁目

イ 東部営業所

(戸井簡易水道事業)

小安, 釜谷, 汐首, 瀬田来, 弁才, 泊町, 館町, 浜町, 新二見, 原木

(日浦, 恵山東部簡易水道事業)

日浦, 豊浦, 大潤, 中浜, 女那川, 川上, 高岱, 日ノ浜, 古武井, 恵山, 柏野, 御崎

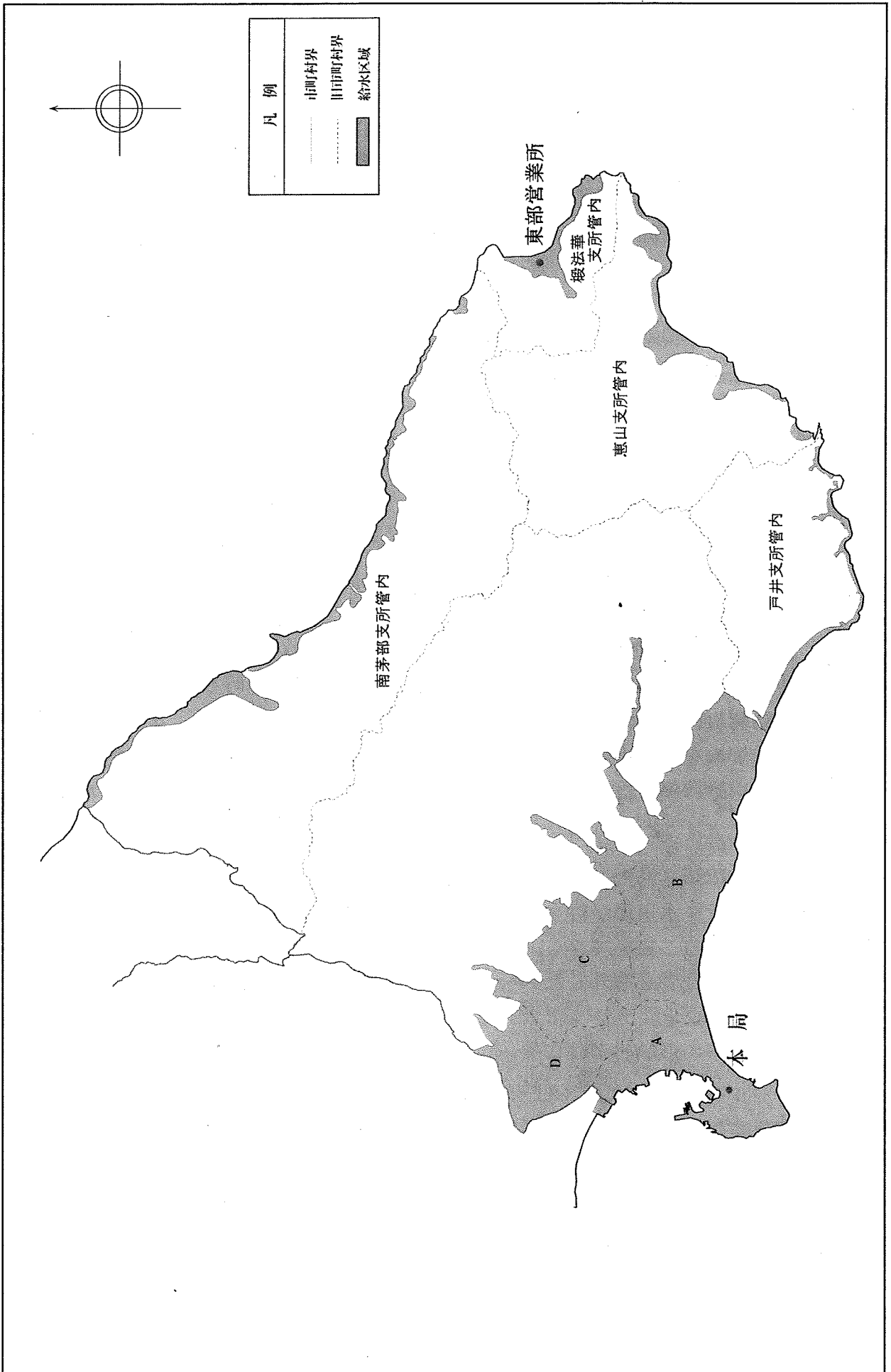
(楳法華簡易水道事業)

新浜, 恵山岬, 元村, 富浦, 島泊, 新恵山, 絵紙山, 新八幡, 銚子

(古部, 木直, 尾札部, 臼尻, 大船簡易水道事業)

古部, 木直, 尾札部, 川汲, 安浦, 臼尻, 豊崎, 大船, 双見, 岩戸, 鹿部町字大岩1番地

④給水装置工事検査区域割図



【取扱九】

(7) 修繕工事等の報告

① 修繕工事等に伴う連絡事項

ア 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における自然漏水または、道路工事等で給水管を破損させた場合の修繕を依頼されたときは、事前に水道修繕センターまたは東部営業所へ連絡すること。

イ 出水量が多く断水を必要とする修繕を依頼された場合は、速やかに水道維持係または東部営業所へ連絡し、指示を受けること。

ウ 凍結解氷を依頼された場合、メーター手前で地下凍結しているときは、水道修繕センターまたは東部営業所へ連絡すること。

② 修繕工事報告書の提出

修繕工事を施工した後は、7日以内に「修繕工事報告書」により、速やかに水道維持係または東部営業所へ届け出ること。

ア 宅地内修繕を行った場合（使用水量認定を必要とするものを含む。）

イ 破損修繕を行った場合（流出水量認定を必要とするものを含む。）

③ 軽微な変更届の取扱

修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を7日以内に水道維持係または東部営業所へ届け出ること。

④ 使用水量等の認定

使用水量等の認定については、水道局の基準に基づき行う。

⑤ 凍結解氷作業の報告

凍結解氷をした場合は、「凍結解氷作業月例報告書」により、翌月の7日までに水道維持係または東部営業所へ届け出ること。

(8) その他

① 閉栓を依頼されたときの手続き

ア 閉栓は、水道局が行うが、建物等を解体する場合は、指定事業者においても閉栓することができる。

イ 指定事業者が取外したメーターは、速やかに量水器係または東部営業所へ返納すること。

② メーターの返納および亡失

メーターの返納およびメーターを亡失またはき損したときには、速やかに量水器係または東部営業所へ届け出ること。

ア 水道メーター返納書

イ 水道メーター亡失（き損）届

③ 開栓を依頼されたときの手続

ア 開栓は水道局が行う。ただし、給水装置工事の伴うものは除く。

イ 空家に入居するため開栓を依頼されたときは、量水器係または東部営業所に申込すること。

4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱

(1) 目的

給水装置工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱を定める。

(2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「個人情報保護法」、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 給水装置工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

(3) 対象図書の名称

- ① 給水装置工事台帳
- ② 配水管布設平面図：1/5,000, 1/10,000 および路線別竣工図
- ③ 函館市上水道給配水管布設平面図：1/100～1/1,000
- ④ 道路台帳図（国道）：1/500
- ⑤ 道路台帳図（道道）：1/1,000
- ⑥ 道路台帳図（市道）：1/500 および 1/1,000

(4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、請求場所の区域を所管する給排水指導係または東部営業所に提出する。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、担当者が立ち会うものとし、水道局外への持ち出しを認めない。

(5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、請求場所の区域を所管する給排水指導係または東部営業所に提出する。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は、一部とする。
- ③ 給水装置工事台帳については、請求人が当該給水装置の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。

- ④ 給水装置工事申込書，給水装置工事費精算調書および利害関係人同意書の複写は，原則として認めない。
- ⑤ 配水管布設平面図および函館市上水道給配水管布設平面図の複写については，給水装置工事等の関係者が，関係部分の写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で，配水管等の事故防止上必要と認めた場合は，関係箇所の写真の交付をすることができる。

(6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては，下記の事項を遵守し，担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し，見積依頼書等）の提示を求めたときは，これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および氏名などのほか，家屋の間取り，利害関係事項等）は，個人のプライバシー保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう，十分な配慮をすること。
- ③ 閲覧および複写により知り得た事項は，使用目的以外には絶対に使用しないこと。
- ④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は，他に漏れることのないよう管理し，給水装置工事申込書等の目的達成後においては，不必要となった書面は速やかに廃棄すること。

(7) その他

- ① 各種図面は，町の形態等と整合がとれない部分もあり，経年管については，竣工図不明により閲覧できないものもあることに留意すること。
- ② 現地での給配水管の位置確認等が必要なものは，試掘等を行うこと。

(6) 事前打合せ

中層建築物に直結給水を行う者は、設計審査を受ける前に、別紙様式による「中層建築物直結給水事前協議申込書」および次の書類を管理者に提出して打合せをしなければならない。

- ① 付近見取図（配水管および建物の位置関係が確認できるもの）
- ② 建物平面図
- ③ 給水装置工事設計図
- ④ 水理計算書

(7) 事前打合せの通知

管理者は、直結給水事前協議の結果を「中層建築物直結給水事前協議書」により通知する。

(8) 設計審査

事前打合せを終えて、設計審査を受けようとする場合は、函館市水道局給水条例施行規程に定める給水装置工事申込書に協議済み年月日を記入し、「中層建築物直結給水に係わる維持管理届」を添付して、管理者の設計審査を受けなければならない。

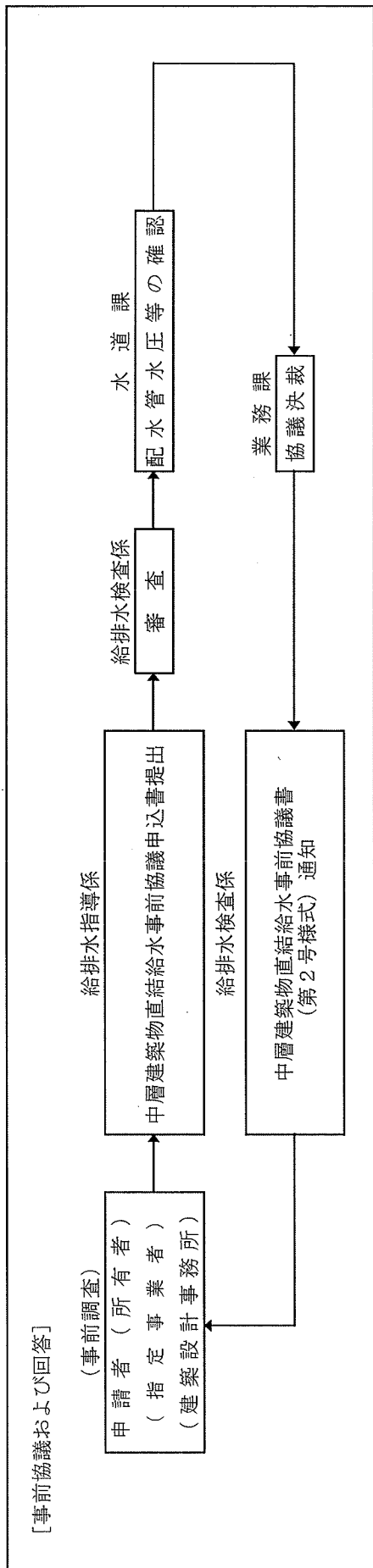
(9) 既存建物の扱い

既存の建物において新たに中層建築物直結給水を受けようとするときは、給水装置の構造および材質がこの取扱の基準に適合していなければならない。

(10) その他

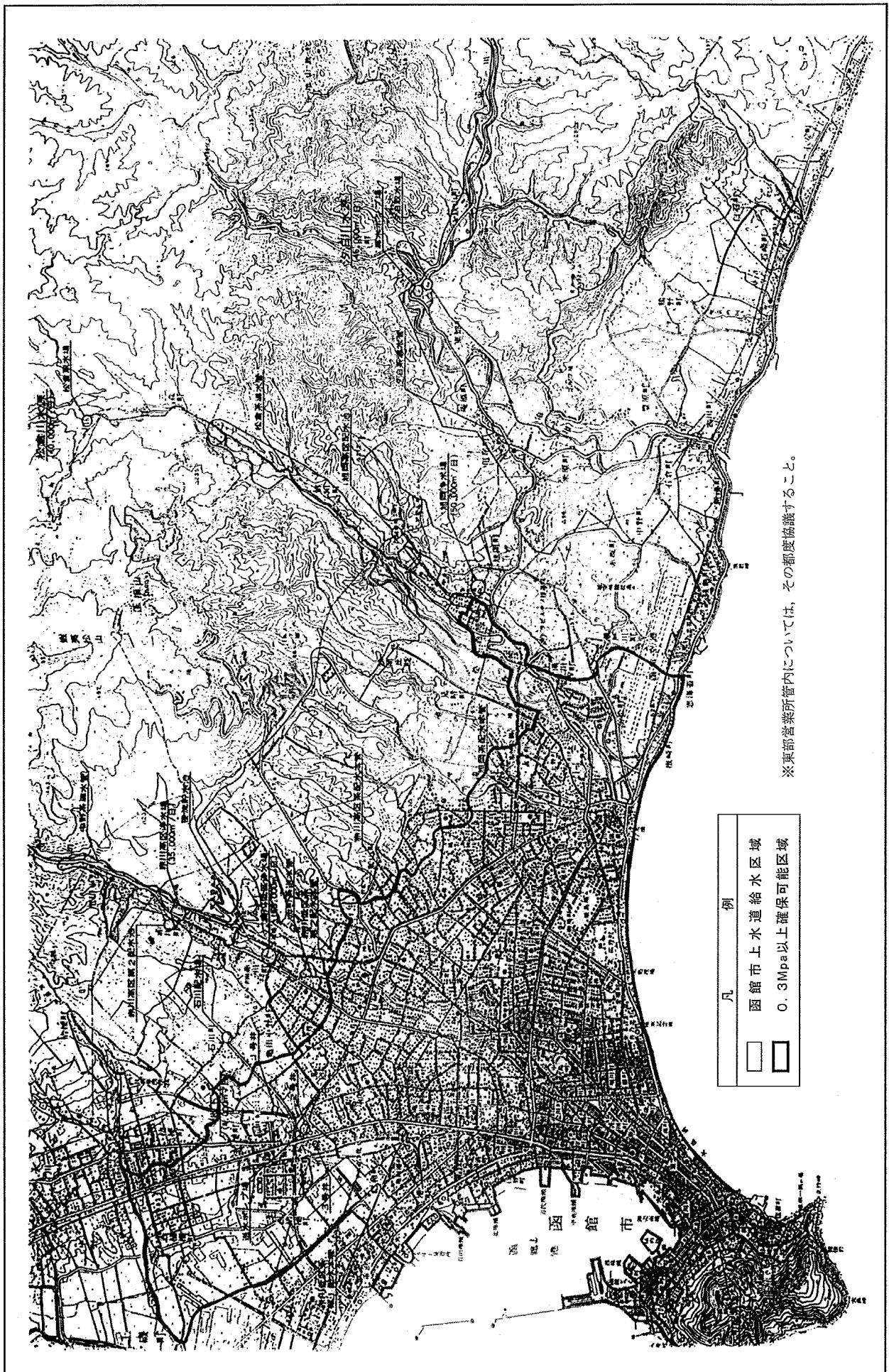
この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

中層建築物直結給水の業務フロー（本局の場合）



※ 東部営業所管内においては、業務フロー中、課、係名は東部営業所名とする。

中層建築物直結給水可能区域図



〔一取 扱 九〕

(中層建築物に対する給水方式選択の検討資料)

建築物に給水する場合は、水道本管の水圧をそのまま利用して給水する直結給水方式と、水を貯留する受水槽を設置して給水する受水槽式給水があります。

各々の給水方式には下記のような長所と短所がありますので、これらを充分考慮し検討の上、建物の用途にあわせた適切な給水方式を選択し採用する必要があります。

	直 結 給 水 方 式	受 水 槽 式 給 水
長 所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配水管から直接供給され水質の心配がない。 (2) 受水槽、ポンプ等の設置スペースと設備費用が不要である。 (3) 停電に関係なく給水できる。 (4) 受水槽の定期的な清掃とポンプ機器等の保守管理が不要である。 (5) 水道管の事故等により濁水が流入した場合、受水槽に比べ復旧が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水を常時必要とする建物は、必要な設備である。 (2) 受水槽に水を常時貯留できるため、配水管の断水時にも一定時間給水が確保できる。 (3) ポンプにより、給水量、給水圧を一定に保つことができる。 (4) 一時的に多量の水を使用することができる。 (5) 危険な薬品等を使用する設備から水道管への逆流を防止できる。
短 所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配水管事故の際は水圧低下となり、工事等の断水時には、直ちに給水が停止する。 (2) 配水管の水圧変動により、水圧、吐水量が安定しないことがある。 (3) 配水管に影響を及ぼす、一時的な多量の水使用は、制限されることがある。 (4) 給水装置の維持管理が必要であり、適正に管理が行われない場合は、配水管に逆流の危険がある。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 受水槽、ポンプ等の設置スペースと設備費用が必要である。このことから、電気料金も必要となる。 (2) 受水槽の定期的な清掃が必要であり、管理が悪い場合は水質の低下を招く。 (3) ポンプ機器等の保守管理が必要であり、ポンプ故障時及び停電による断水がある。 (4) 受水槽に濁水が流入した場合、清掃等、復旧に時間がかかる。

8. 私設消火栓等の取扱

(1) 目的

直結する私設消火栓等は給水装置であり、設置箇所ごとの適正な管理を図るため取扱を定める。

(2) 用語の定義

この取扱において、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「私設消火栓」とは、函館市水道事業給水条例第4条第2号に定める消防用を使用するもので、管理者が封かんしたものをいう。
- ② 「私設消防用設備」とは、消防法施行令第7条に定める設備のうち、水道を水源とし、個人等が所有し管理する施設の屋外消火栓、屋内消火栓、消防設備用水槽、防火水槽等をいう。
- ③ 「公設消火栓」とは、消防水利の中で水道法第24条の規定により函館市水道局と函館市消防本部との協定書に基づき設置する地上式消火栓、地下式消火栓をいう。
- ④ 「公設防火水槽」とは、函館市消防本部が所有し管理する防火水槽をいう。
- ⑤ 「メーター」とは、管理者が貸与する水道メーターをいう。
- ⑥ 「参考（自己）メーター」とは、所有者等が購入し設置したメーターをいう。

(3) 消火栓等の設置および管理等

消火栓等の設置および管理は、別表の区分のとおりとし、函館市水道事業給水条例による。

(4) 消火栓の型式等

公道および公道に準ずる私道に設置する消火栓の型式等は次のとおりとし、メーター以下に設置する私設消防用具の器具等については、所有者の選択とする。

- ① 地上式消火栓は函館市型とし、栓体口径は150mmとする。
- ② 地下式消火栓は口径100mmの函館市型とし、副弁を設置する。副弁はボール式C型バルブとする。

(5) 私設消火栓の使用届等

私設消火栓を使用する場合の取扱は、次のとおりとする。

- ① 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、私設消火栓消防演習使用届（第13号様式・第40条関係）を提出し、管理者の指定する職員の立会を要する。なお、封かんは、管理者が行う。
- ② 参考（自己）メーターを設置しているものを一時的に専用給水装置として使用する場合は、管理者に水道使用開始申込書（第5号様式・第36条関係）と水道使用廃止届（第10号様式・第40条関係）を同時に提出し承認を受けるものとする。
- ③ メーターの設置されている給水装置と共用のもの、またはメーターが設置さ

れている私設消防用設備は、専用給水装置であり使用に係る規制はない。

(6) 公設消火栓の使用

公設消火栓は、消防または消防の演習以外に使用できない。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

- ① 地震、風水害等の災害時の場合。
- ② 公共事業等で特別の事情があり、緊急に水の使用を必要とする場合。

(7) 料金の算定

消火栓の使用および私設消防用設備の水道料金の算定は、次のとおりとする。

- ① 公設消火栓
管理者が別に定める。
- ② 私設消防用設備（メーターの設置されているもの。）
 - ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。
 - イ 定期検針により1m³以上の水量が出た場合は、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。
- ③ 私設消火栓（封かんされたもの。）
 - ア 専用給水装置として使用する場合は、携帯用メーターにより計量し、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。
 - イ 消防または消防の演習以外の無届け使用の場合は、使用した者に対し給水条例第40条に規定する過料を科する。
- ④ 私設消火栓（参考（自己）メーターの設置されているもの。）
 - ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。
 - イ 定期検針により1m³以上の水量が出た場合は、参考（自己）メーターによる水量を認定し、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

(8) メーター等の設置基準

メーターの設置は、函館市水道局給水装置工事に係る取扱の基準により次のとおりとする。

- ① 私設消火栓等には、管理者がメーターを貸与し、所有者等が設置する。
- ② 参考（自己）メーターの設置されている既設のものは、異状または故障により計量が不可能になったとき、管理者はメーターを貸与し設置する。
- ③ 受水槽式給水による共同住宅等で、特例検針の認定を受ける建物に消防設備用水槽を設置する場合は、その上流側にメーターを設置する。
- ④ 開発行為等により設置する地上式消火栓は、管理者と事前協議を行い、寄付採納されるものはメーターを設置しない。

寄付採納を受けた消火栓は管理者の所有とし、函館市消防本部が管理を行う。

- ⑤ 函館市消防本部所有のもの、若しくは帰属されることが決定している防火水

6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

(1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113 JWWA A 113	φ 75～350 (250) K形 (NS形) 3種管 モルタルライニング	(JIS G 5526) (JIS A 5314)
	JWWA G 113 JWWA G 112	φ 75～350 (250) K形 (NS形) 3種管 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5526) (JIS G 5528)
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114 JWWA G 112	φ 75～350 (250) K形 (NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5527) (JIS G 5528)
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ 13～50 第1種二層管 (軟質)	NS形の切管には1種管使用
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ 13～50	埋設用
	JWWA B 116 準拠品	φ 13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ 13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 150	φ 13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	

(2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ 75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	JWWA B 136	φ 40×20 φ 50×20～25 A形 (ボール式)	
分水サドルバンド	JWWA B 136 準拠品	φ 40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

(3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 (ショート形)	JWWA B 122	φ 75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	
		φ 75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用ソフトシール仕切弁 (ショート形)	JWWA B 120	φ 75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	※使用制限については次ページに記載
		φ 75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用急速空気弁	JWWA B 137	φ 75～350×13～25 (7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ 150 (3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ 13～50 (甲形, 内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ 20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ 13～50 (ばね式, 単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ 75以上 (スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁 (ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ 13～50 (10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ 50以上	

(4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	
丸大型路面蓋	函館市仕様	FCD製 小蓋付き	
コンクリート大・中丸管	函館市仕様	大 $\phi 750 \times 600$ 中 $\phi 450 \times 300$	
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	$\phi 13 \sim 50$ (H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様	L 300×W 300×H 140	
ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158		$\phi 75 \sim 350$ のDIPに被覆する。
FRP製バルブ標示杭	函館市仕様	L 45×W 45×H 450	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中 L 480×W 380×H 450 大 L 610×W 395×H 450	中($\phi 13, 20$)・大($\phi 25$)
メーターボックス(KA)	函館市仕様	中 L 445×W 275×H 420 大 L 580×W 350×H 410	中($\phi 13, 20$)・大($\phi 25$) メーター位置改善工事用
メーターボックスB-1	函館市仕様	L 530×W 380×H 200	$\phi 13 \sim 25$ (Aボックス使用) メーター位置改善工事用
メーターボックスB-2	函館市仕様	L 700×W 400×H 650	$\phi 13$: 4個 $\phi 20, 25$: 2個 $\phi 40$: 1個
メーターボックスKB-2		L 720×W 460×H 650 逆止弁の通路設置用鋳鉄蓋	$\phi 13, 20$: 4個 $\phi 25$: 2個 $\phi 40$: 1個
メーターボックスB-3	函館市仕様	L 700×W 600×H 650	$\phi 13, 20$: 4個 $\phi 25$: 3個 $\phi 40$: 2個
メーターボックスKB-3		L 900×W 660×H 650 逆止弁の通路設置用鋳鉄蓋	$\phi 13, 20$: 6個 $\phi 25$: 4個 $\phi 40$: 3個
メーターボックスB-4	函館市仕様	L 1000×W 600×H 650	$\phi 13, 20$: 6個 $\phi 25$: 5個 $\phi 40$: 3個 $\phi 50$: 1個
メーターボックスT-1	函館市仕様	L 1260×W 760×H 900	$\phi 50$: 1個
メーターボックスT-2	函館市仕様	L 1560×W 760×H 900	$\phi 75, 100$: 各1個
メーターボックスT-3	函館市仕様	L 1800×W 900×H 1150	$\phi 150$: 1個
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製, 縞鋼板製 縞鋼板製チェーン付	

※ 水道用ソフトシール仕切弁 ($\phi 75 \sim 250$) の使用制限について

- 次の仕切弁については, 水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁とする。
 - ア 水道メーター等の設置用の一次側仕切弁
 - イ 開発行為等で道路上に設置する場合, 通常全閉状態(常鎖)として使用する箇所や将来常鎖として使用することが想定される仕切弁
 - ウ 配水本管($\phi 300$ 以上)からの分岐箇所や流量調整箇所等で, 制御して使用することが想定される仕切弁

※ 仕切弁および青銅弁の規格表示について

- 道路上に設置した弁については, 検査員が透明フィルムのタグを弁きょう等の蓋に取付け規格表示する。(施工年度, バルブ機種, 口径, 開閉方向等)

第5部 申請書等の様式

1. 申請書等の様式

(1) 給水装置工事設計審査申請関係

・ 給水装置工事申込書	1
・ 給水装置工事 設計 使用 材料書	3
・ 給水装置工事承認通知書	5

(2) メーターの受け渡し関係

・ 水道使用開始申込書（3枚複写）	7
・ 水道メーター払出請求書（3枚複写）	8
・ 水道使用廃止申込書（3枚複写）	9
・ 水道メーター返納書（3枚複写）	10
・ 管洗浄用水使用申請書	11
・ 管洗浄用水使用許可書	12
・ 管洗浄用水使用報告書	13
・ 管洗浄用水使用料金内訳書	14

(3) 給水装置工事検査申請関係

・ 給水装置工事検査申請書	15
・ 給水装置箇所現場写真（台紙）	16
・ 工事竣工検査表	17
・ 占用工事完了届（道路管理者に提出用）	18
・ 路面復旧完了届	20

(4) 立会検査の申請関係

・ 給排水立会検査予定台帳	21
---------------------	----

(5) 修繕報告書関係

・ 修繕工事報告書	23
・ 軽微な変更届	24
・ 凍結解氷月例報告書	25
・ 水道メーター亡失（き損）届	26

(6) 給水条例施行規程様式 (抜粋)

・ 代理人選定 (変更) 届	27
・ 管理人選定 (変更) 届	28
・ 用途変更届	29
・ 私設消火栓消防演習使用届	30
・ 給水装置所有者変更届	31
・ 消防用水道使用届	32
・ 給水装置異状届 (表) 修繕費用内訳書 (裏)	33

(5) 修繕報告書関係

- 修繕工事報告書
- 軽微な変更届
- 凍結解氷月例報告書
- 水道メーター亡失（き損）届

凍結解氷月例報告書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長 様

指定給水装置工事
事業者名

住 所

電 話

次のとおり、凍結解氷をしましたので報告します。

記

年 月分

施 工 年 月 日	凍 結 解 氷 件 数	摘 要
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
合計		件

【取扱九】

調定	検針	入力	課長	係長	係

第7号様式(第38条関係)

水道メーター亡失(き損)届

函館市公営企業管理者水道局長様

平成 年 月 日

届出人	
住所	町 丁目 番号
氏名	印
電話	—

お客さま番号	—
給水装置設置場所	町 丁目 番号
使用者氏名	
亡失(き損)年月日	平成 年 月 日
口径	mm
番号	
理由	1 家屋解体による亡失 2 その他

摘要	
----	--

【取扱九】